

令和3年9月6日

保護者各位

糸満市教育委員会  
教育長 幸地政行  
(公印省略)

### 9月13日以降の学校における登校について（通知）

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本市におきましては9月1日より2学期をスタートし一部市立小中学校の分散登校を実施しておりますが、依然として新型コロナウイルスの新規感染者数が、厳しい状況が続いております。これをふまえ、市立小中学校におきましては児童生徒の安心・安全と学びの保障を確保するため、9月13日以降の登校及び感染症対策について下記のとおりとします。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 実施期間および登校形態

(1) 小規模校は通常登校

(2) 上記以外の学校

9月13日(月) ～16日(木)	①最終学年(小6、中3)は通常登校 ※学校の状況によって、分散登校の対応となる場合があります。 ②それ以外の学年は、分散登校を継続
9月17日(金) ～24日(金)	午前中授業(全児童生徒)
9月27日(月)～	通常授業開始予定

※分散登校の具体的な方法につきましては、各学校からのお知らせをご確認ください

※登校日は給食の提供があります。(ただし、自主(特別)出校の児童生徒は除きます。)

※今後の感染状況によっては変更となる場合があります。

2. 部活動について 部活動は原則休止とします。

(スポーツ少年団は中学校の部活動に準じて依頼予定)

#### 3. 感染症対策について

(1) 「糸満市立学校感染防止対策ガイドライン」及び各学校のガイドラインに沿って感染防止対策の徹底をお願いいたします。

(2) 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等につきましては、主治医の見解をご確認の上、個別に各学校にご相談ください。

※ 裏面もご覧ください

(3) 学校感染のリスクを低減させるための措置について

- ① マスク着用や手指消毒、定期的な室内換気を行うなどとともに、屋外においても十分な感染症対策を講じるようお願いいたします。
- ② 健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えてください。
- ③ 発熱や風邪症状がある場合、医療機関の受診をお願いいたします。尚、受診の際に再登校の基準について、医師にご確認ください。
- ④ 発熱や風邪症状で受診しなかった場合、再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していることをご確認ください。
- ⑤ お子様や同居のご家族が「PCR検査等を受けることになったとき」は、速やかに、学校にご連絡いただき、PCR 検査の結果が出るまでは登校を控えるようお願いいたします。

#### 4. いじめ・誹謗中傷の防止について

- (1) 感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見などは、決して許されません。
- (2) 正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

本件の問い合わせ 糸満市教育委員会学校教育課 TEL 098-840-8165
---